

当事業所は介護保険の指定を受けています。
広島県指定 第3474200023号

重 要 事 項 説 明 書 (ご利用のしおり)



社会福祉法人くるみ会
くるみ居宅介護支援事業所
(指定居宅介護予防支援)

令和6年12月1日改正

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護予防支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1」「要支援2」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2 ページ
2. 事業所の概要	3 ページ
3. 職員の体制	3 ページ
4. サービス利用料及び利用者負担	3 ページ
5. 事故発生の対応	4 ページ
6. 虐待防止に関する事項について	4 ページ
7. 秘密保持	4 ページ
8. 業務継続計画について	4 ページ
9. 留意事項について	5 ページ
10. 苦情の受付について	5 ページ

1. 事業者

法 人 名	社会福祉法人くるみ会
法 人 所 在 地	広島県三次市粟屋町字高掛 11718 番地の 2
電 話 番 号	0824-63-6258
代 表 者	理事長 河野 和昌
設 立 年 月 日	昭和47年7月

2. 事業所の概要

事業所名	くるみ居宅介護支援事業所
事業所の種類	指定居宅介護予防支援
事業者指定年月	平成12年3月
事業の目的	指定居宅介護予防支援は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
運営方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定介護予防支援を提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
所在地	広島県世羅郡世羅町大字小国10889番地23
電話番号	0847-37-2145
管理者	篠原里永子
開設年月	平成12年 4月 1日
実施地域	世羅町、三次市吉舎町・三和町・上田町・三若町、東広島市豊栄町、三原市久井町・大和町・尾道市御調町

営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（盆・正月・国民の祝日を除く）
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

※上記の期間・時間以外においても、予約による場合はその時間に、
緊急の場合は24時間いつでも相談をお受けします。

3. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護予防支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を、指定基準数を遵守し配置しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準数	備考
1. 管理者	1名		1名	
2. 介護支援専門員	2名以上		1名	

4. サービス利用料及び利用者負担

- (1) 指定居宅介護予防支援サービスについては、利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

5. 事故発生への対応

- (1) 指定居宅介護予防支援サービスの提供中に事故が発生した場合は市町村、家族、利用者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 指定居宅介護予防支援サービスの提供中に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、2年間保存します。
- (4) 事故発生の防止のため、事故発生の防止マニュアルを整備します。
- (5) 事故の報告及びその分析を通じた改善策に従事者に対し周知徹底を図ります。
- (6) 事故発生の防止のための委員会を定期的に行います。
- (7) 事故発生の防止のための従事者に対する研修を定期的に行います。

6. 虐待防止に関する事項について

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。
 - ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のために指針を整備し、定期的に委員会を開催する
 - ④虐待対策担当者は、苦情受付担当者とする
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとします。

7. 秘密保持

- (1) 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。
- (2) 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書にて同意を得ます。

8. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の介護予防居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス・支援計画に位置付けた介護予防指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることが出来ます。
- (2) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

10. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

くるみ居宅介護支援事業所	電話番号 0847-37-2145 FAX番号 0847-37-2531 担当者 [管理者] 篠原里永子 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30
--------------	--

(2) 第三者委員

第三者委員	氏 名：横路 良文 住 所：庄原市上原町 143-4 電話番号：0824-72-6632
-------	--

(3) 行政機関その他苦情受付機関

世羅町 福祉課	所在地 世羅郡世羅町本郷947 電話番号 0847-25-0294 FAX番号 0847-25-0070 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 FAX番号 082-511-9126 受付時間 8:30～17:15
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3414 FAX番号 082-256-2228 受付時間 8:30～17:00

(4) 苦情処理の対応

- ① 提供した指定居宅介護予防支援サービスに係る利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。
- ② 提供した指定居宅介護予防支援サービスに関し、市町村が行なう文書、その他の物件の提出、提示及び利用者からの苦情に関して、市町村が行なう調査に対し協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行ないます。
- ③ 提供した指定居宅介護予防支援サービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行なう調査に対し、協力するとともに指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行ないます。

令和 年 月 日

指定居宅介護予防支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 広島県世羅郡世羅町小国10889番地23

事業所名 くるみ居宅介護支援事業所

代表者名 管理者 篠原里永子

説明者名 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護予防支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名 印

電話番号

代理人又は立会人

住所

氏名 印

電話番号